

「財務省理財局の情報システムに係る補正及び維持管理 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案 理由・質問			
1	調達仕様書	5-15	5.1.1	受託者は、複数システムの運用保守を担うことから、システムごとの窓口となるリダグを選任するとともに、システム全体に跨る総合的な窓口となるプロジェクトリダグ及び統括責任者を選任すること。想定する体制イメージを「図5-1 想定する体制イメージ」に示す。本イメージを参考に最適な体制を提案すること。 また、受託者は、本調達の契約期間内において、大規模災害等の発生時に財務省から協力を求められた場合に備え、迅速な対応が行えるよう連絡体制等の整備を行うこと。合わせて、財務省が行う訓練等についても協力すること。	-	「迅速な対応が行えるよう連絡体制等の整備」については、理財局の情報システム全体のものを想定されていますでしょうか。あるいは、個別システムのシステム所管課様のご要望/BCPに応じた、連絡体制を想定されていますでしょうか。 現在、貴省のBCPは、個別システム毎に策定されているものと認識しています。それについての記載が仕様書等では読み取れないため、明記していただいた方がよいと考えます。 大規模災害時の対応については災害レベル次第では、事業者側で迅速な対応が困難となることも想定されます。連絡体制等の整備にあたっては、貴省が整備されているBCPにおける、具体的な災害レベルや連絡手段について認識を合わせる必要があると考えます。受託後、貴省のBCPと本業務の受託者に期待する対応等を開示いただいた上で、連絡体制を整備する理解でよろしいでしょうか。	○	「迅速な対応が行えるよう連絡体制等の整備」については、個別システムのシステム所管課のBCPに応じた連絡体制を想定しています。 仕様書の記載を「各システムのシステム所管課と協議、調整の上、連絡体制等の整備を行うこと。」に修正します。 ご認識のとおりです。
2	調達仕様書	10-31	10.1	受託者は、本業務の遂行に必要な開発・検証用の環境を自己の責任と負担において用意すること。なお、財政融資資金電算機処理システムと政府借入金入札システムは保守環境を有するが、インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用するものであり、開発時の検証用環境は受託者が用意すること。	-	本業務受託者の責任で開発・検証用の環境を用意することから、用意した環境に関する構築手順、設定情報等の提供は、本調達の範囲外と認識しています。例外として、貴省監査等の目的に必要な情報提供には応じる必要があると理解しています。この認識に相違ないでしょうか。	-	ご認識のとおりです。
3	調達仕様書	10-31	10.1	受託者は、本業務の遂行に必要な開発・検証用の環境を自己の責任と負担において用意すること。なお、財政融資資金電算機処理システムと政府借入金入札システムは保守環境を有するが、インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用するものであり、開発時の検証用環境は受託者が用意すること。	-	保守環境は、「インシデントに対する調査やリリース前の検証等に活用する」目的が最優先であり、システム改修事業者がテスト等で頻繁に使用することはないと認識しています。 システム改修事業者が保守環境を利用する場合の、利用にあたっての各種情報提供は、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	-	関連する個別システムの開発事業者が行うテスト等のための保守環境の利用頻度は、財務省と協議の上、過大とならないよう調整します。 なお、関連する個別システムの改修事業者が保守環境を利用する場合の、利用にあたっての各種情報提供については、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
4	調達仕様書	10-31	10.1	財務省内の設備(電源、コピー機等)及び共用施設(食堂、トイレ、休憩所等)の利用については、財務省の指示に従うこと。また、本業務に必要な事務用品等(机、椅子、クライアント端末、電話、FAX、電話回線、HUB、LAN、その他本業務に必要なもの)については、受託者の負担により用意すること。	-	貴省各調達の受託者が必要な事務用品等を各受託者の負担で用意する認識ですが、相違ないでしょうか。(本業務受託者が用意した事務用品等は、他の事業者への貸与は想定していません。)	-	ご認識のとおりです。
5	別紙1 要件定義書	4-35	4.15.1.4	インシデント管理(障害管理、案件管理)では、インシデント管理表の作成から完了までを管理すること。システム所管課から問合せ、調査依頼等を受けた際、インシデント番号を発行し、運用支援作業項目一覧に内容を記載する。	-	本システムを運用する上で必要な問合せ、調査依頼と認識しています。したがって、並行して調達されるシステム開発事業者からの現行システム仕様(現行ドキュメントの記載内容、動作環境仕様、アプリケーション動作仕様、プログラム実装等)に関する問合せへの対応は、システムの運用・保守作業に関するものではないため、本調達の範囲外と認識しています。この認識に相違ないでしょうか。	-	要件定義書(案)「4.15.1.4 インシデント管理」の作業範囲は、本システムを運用する上で発生するインシデント・障害の管理及び業務を遂行する上で必要となる問合せや調査依頼等の管理となります。 なお、上記作業範囲以外における、関連する個別システムの改修事業者からの現行システム仕様(現行ドキュメントの記載内容、動作環境仕様、アプリケーション動作仕様、プログラム実装等)に関する問合せへの対応は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
6	別紙1 要件定義書	4-43	4.16.2.4	以下の製品について、令和7年度の製品サポート終了を見据え、令和6年度下期にバージョンアップを計画しており、ソフトウェア予防保守として対応すること。財政融資資金電算機処理システム、国債債務分析システム、国債関係システムのクライアントアプリケーションについて、バージョンアップが必要となる非互換対応は、次期システム設計開発事業者が実施することから、リリース時期及び保守作業時期について、調整が必要となる。バージョンアップ対象機器について、閲覧資料を参照のこと。 ・Windows 10 ・Microsoft Office 2019 ・Red Hat Enterprise Linux	-	本対応については、理財局の情報システムとして導入している機器(端末、サーバ)上のソフトウェアのバージョンアップと理解しました。非互換対応の対象アプリケーションも同様の認識です。 システム利用者が使用する財務省行政LAN端末のOS・ソフトウェアについてのバージョンアップを実施することとなった場合、財務省行政LAN端末の端末セットアップ、事前動作確認等は含まれていない認識ですが、相違ないでしょうか。	-	ご認識のとおりです。
7	別紙1 要件定義書	4-38	4.15.2.5	業務資源(ソース、各種マニュアル等のドキュメント)をリリースする。業務資源のリリースに当たっては、リリース作業前に、業務資源に脆弱性等の問題がないか、セキュリティ対策に係る検証を行うこと。業務資源のリリースを実施するに当たり、リリース計画に基づき、リリース対象サーバ、時期、タイミング等を考慮しリリース手順を作成する。次にリリース手順に基づき、業務資源をリリースし、リリース後、動作確認を実施すること。システム所管課から新規システム等のリリースに当たり、必要な設定変更・環境変更等の依頼を受けた場合は、十分に検証をした上で、リリース作業を実施すること。 なお、リリース作業実施後、動作確認を実施すること。	-	現在運用中の本システムにリリースする資源に対する作業と認識しています。 並行して調達されるシステム改修業務受託者がテスト等を実施する目的で、本システムの環境を利用する際のリリース作業は、システムの運用・保守作業に関するものではないため、本調達の範囲外と認識しています。この認識に相違ないでしょうか。 また、並行して調達されるリプレース業務受託者等が作成した、本システムに対してリリースする資源についての役割分担を記載いただく必要があると認識しています。そのため、以下を追加されてはいかがでしょうか。 「なお、リリース対象となる業務資源には、リプレース事業者が作成・テストした、本システムに対してリリースする資源を含む。なお、当該資源起因の障害発生時は、リプレース事業者が修正対応を実施する。」	○	要件定義書(案)「4.15.2.5 業務資源リリース」における作業範囲は、現在運用中の本システムにリリースする資源に対する作業となります。なお、関連する個別システムの改修事業者がテスト等を実施する目的で本システムの環境を利用する際のリリース作業は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。 要件定義書の記載に「なお、リリース対象となる業務資源には、次期システム設計開発事業者が作成・テストした、本システムに対してリリースする資源を含む。当該資源起因の障害発生時は、次期システム設計開発事業者が修正対応を実施する。障害発生が現行運用中のシステム資源に起因する場合は、調整や支援等に協力すること。」を追加します。
8	別紙1 要件定義書	4-40	4.15.3.10	外部システムの更改において、システム運用上の影響や必要な対応の確認、接続試験及び運用切替を実施すること。 なお、本契約期間中に財務局行政情報化LANの更改が予定されており、端末機能の動作検証及び接続試験、本番切り替え、QA対応及び移行立ち合い等の支援を行うこととする。	-	国債関係システムの国債入札情報配信システムについて、一般的なISDN回線の提供終了に伴い、接続する情報ベンダー各社の回線切替に伴う対応(接続試験等)が想定されますが、本調達の契約期間中では回線切替はなく、対応不要な認識でよろしいでしょうか。本業務の範囲で、切替後の動作確認等の対応の必要性が生じた場合は、作業項目や対応工数について、調整させていただき理解でよろしいでしょうか。	-	ISDN回線の提供終了に伴う回線切替については、ご認識のとおりです。 また、切替後の対応が必要になった場合は、財務省と協議の上、調整する認識です。
9	別紙2 運用保守作業体系	2/7	2-1-12(2)	(財政融資システム) ・リリース作業、システム保守作業の計画説明、報告を行う ・外部組織との会議へ参加する	-	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。	-	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。 なお、関連する個別システムの改修事業者の作業に関連する外部組織(システム改修事業者含む)との会議への参加は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
10	別紙2 運用保守作業体系	2/7	2-1-12(3)	(財政融資システム) 各種ソフトウェア利用状況調査、外部組織からの調査依頼に対応する	-	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼が対象と認識しています。システム改修事業者の作業に関連した外部組織(システム改修事業者含む)からの調査依頼は、システムの運用・保守作業に関するものではないため、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	-	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。 なお、関連する個別システムの改修事業者の作業に関連した外部組織(システム改修事業者含む)からの調査依頼は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書(案)「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。